

令和 7 年度 看護職の就労環境改善支援事業

「就労環境改善相談窓口」実施要綱

1. 目的:看護職が健康で安心して働き続けられる勤務環境改善に資するため、相談窓口を開設する。

2. 対象:看護管理者 就業中の看護職

3. 実施期間:令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月
9 時～16 時 月～金(祝日・休日除く)

4. 媒体等:電話、メール、来所等

5. 相談員:就労環境改善事業担当者 看護協会役員他

6. 相談内容:看護職の就労環境改善に関する相談

1	働き方改革に関すること	2	労務管理に関すること
3	ワークライフバランスに関すること	4	ヘルシーワークプレイスに関すること
5	看護職の定着・離職防止に関すること	6	看護補助者の確保・教育に関すること
7	看護業務効率化先進事例に関すること	8	タスクシフト・タスクシェアに関すること
9	労働関係の研修・セミナーに関すること	10	勤務環境改善に関すること
11	その他		

7. 実施方法:フローチャート参照

(1) 就労環境改善事業担当者が対応

- ①勤務環境改善アドバイザー事業、セミナーを案内する。
- ②専門機関の相談が必要と判断した場合は、関係機関を紹介する。
- ③対応困難や専門的な相談内容の場合は、勤務環境改善推進委員へ回答を依頼する。

(2) 看護管理者からの相談内容によっては、会長、他協会理事が対応する。

(3) 継続支援が必要な場合は記録に今後の支援(支援計画)を企てる。

(4) 記録を保管する。

8. 相談窓口:看護職の就労環境改善相談窓口

公益社団法人沖縄県看護協会 沖縄県ナースセンター

住所:南風原町字新川 272 番地 17

TEL:098-888-3127

FAX:098-888-3126

E-mail:nurse-cl@oki-kango.or.jp